

(仮称) 千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例 骨子案イメージ

1 目的

再生可能エネルギーの活用が地球温暖化対策において重要であることに鑑み、太陽光発電施設について必要な規制を行うことにより、災害の発生を防止し、地域環境を保全するとともに、地域と共生した太陽光発電施設の導入が図られることを目的とする。

2 定義

(1) 太陽光発電施設

太陽光を電気に変換する施設（建築物の屋根等に設置するものを除く。）をいう。

(2) 大規模太陽光発電施設

出力1,000kW以上の太陽光発電施設をいう。

3 県等の責務

県の責務について規定する。

また、太陽光発電施設の設置者その他の関係者の責務について規定する。

4 太陽光発電施設の設置に当たり遵守すべき基準

知事は、太陽光発電施設について次に掲げる基準を定めるものとする。

- (1) 防災上の措置に関する基準
- (2) 安全性の確保に関する基準
- (3) 周辺環境の保全に関する基準
- (4) 周辺地域の景観との調和に関する基準
- (5) 維持管理に関する基準
- (6) 廃止に向けて行う措置に関する基準

5 努力義務

太陽光発電施設の設置者に、当該施設に関し、4の基準を遵守するよう努めることを義務付ける。

6 大規模太陽光発電施設の設置の許可等

(1) 設置の許可

大規模太陽光発電施設を設置しようとする者に、知事の許可を受けることを義務付ける。

(2) 許可の基準等

知事は、次のアからエまでの基準を満たすと認めるときは、許可をするものとする。

ア 設置管理の計画が4に掲げる基準を遵守したものであること。

イ 申請者が大規模太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

ウ あらかじめ設置管理の計画の内容等を住民説明会の開催等によって周知していること。

エ 申請者が欠格事由に該当しないこと。

(3) 情報公開

県は、許可に係る基本情報の公開を実施する。

(4) 変更許可

許可に係る事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合に、あらかじめ変更許可を受けることを義務付ける。

なお、軽微な変更については、届出を義務付ける。

(5) 譲受の許可等

大規模太陽光発電施設の譲受等については、あらかじめ知事の許可を受けること等を義務付ける。

7 大規模太陽光発電施設の設置者の義務

(1) 維持管理

大規模太陽光発電施設について、許可を受けた維持管理の計画に従い維持管理することを義務付ける。

(2) 情報公開

大規模太陽光発電施設に係る基本情報の公開、標識の掲示その他の情報公開を義務付ける。

(3) 定期報告

施設の維持管理状況や、設置者の経理的基礎について、知事への定期的な報告を義務付ける。

(4) 事故、災害等の報告

大規模太陽光発電施設において事故や災害等が発生した場合に、知事への報告を義務付ける。

(5) 大規模太陽光発電施設の廃止

大規模太陽光発電施設の供用を廃止しようとする場合に、あらかじめ廃止計画の届出を義務付け、パネル等の適正な処理等を義務付ける。

8 実効性の確保

(1) 勧告、措置命令、罰則等

大規模太陽光発電施設の設置者に対する立入検査、報告徴収、勧告・公表、命令、許可取消、罰則（無許可設置、命令違反等）などの規定を設ける。

(2) 指導・助言

知事は、大規模太陽光発電施設の設置者に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

9 適用関係

(1) 適用除外

国及び地方公共団体が設置する大規模太陽光発電施設については、6から8までは適用しない。

(2) 市町村との関係

市町村がこの条例と同様の規制を独自に実施する場合、市町村の申出に応じて、この条例の規定の適用を除外することができることとする。

(3) 経過措置

この条例の施行の日前に設置され、又は設置の工事に着手された大規模太陽光発電施設について、必要な経過措置を設ける。